

(仮称)練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例(骨子案)

区分欄内の記載について

「従」...従うべき基準

「参」...参酌すべき基準

区分	国の基準 (放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準)	練馬区の現状	練馬区の考え方
第1 放課後児童健全育成事業の一般原則			
参	1 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。	小学校1年生から3年生まで(心身に障害のある児童については6年生まで)の保育に欠ける児童に対し学童クラブ事業を運営している。 対象学年の全学年への拡大については「別紙1 練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例(骨子案)」参照	国の基準(別紙3第5条第1項)と同じとする。
第2 設備の基準			
参	1 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	学童クラブには、専用区画を設けるとともに、支援の提供に必要な設備および備品等を備えている。	国の基準(別紙3第9条第1項)と同じとする。

参	2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。	国の基準である「児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上」を満たしていない施設がある。	国の基準（別紙3第9条第2項）と同じとする。 ただし、待機児童および施設の状況を踏まえ、経過措置を設けることとする。
参	3 専用区画並びに設備及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	学童クラブの設備および備品等は、学童クラブ事業の用に供している。 ただし、学童クラブ在籍児童の利用がない時間帯には、学童クラブ室を活用し、在宅子育て家庭の集いの場の提供、子育てグループ活動の場の提供等の事業を行う施設がある。	国の基準（別紙3第9条第3項）と同じとする。
第3 職員			
従	1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。	全ての学童クラブに、教員資格や保育士等の資格を持った職員を配置している。	国の基準（別紙3第10条第1項）と同じとする。
従	2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。	学童クラブごとに、教員資格や保育士等の資格を持った職員と補助員を合わせて、2人以上となっている。	国の基準（別紙3第10条第2項）と同じとする。

<p>従</p>	<p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（以下「高等学校卒業等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、</p>	<p>左記のいずれかに該当する者を、職員として配置している。</p>	<p>国の基準（別紙 3 第 10 条第 3 項）と同じとする。</p>
----------	---	------------------------------------	--------------------------------------

	<p>社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</p>		
参	<p>4 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>	<p>在籍児童数が40人を超える学童クラブがある。</p>	<p>国の基準（別紙3第10条第4項）と同じとする。</p>
従	<p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>在籍児童数が20人未満の学童クラブにおいても、2人以上が保育に当たっている。</p>	<p>国の基準（別紙3第10条第5項）と同じとする。</p>
<p>第4 開所時間及び日数</p>			
参	<p>1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p>	<p>・小学校の授業の休業日のうち、土曜日は午前9時から午後5時まで、三季休業期間（春・夏・冬休み）は午前9時から午後6時まで保育を行っている。</p>	<p>国の基準（別紙3第18条第1項）と同じとする。</p>

	<p>(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p>	<p>・小学校の授業の休業日以外の日は、放課後(小学校の授業終了後)から午後6時まで保育を行っている。</p>	
参	<p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p>	<p>学童クラブの休業日は、日曜日、祝休日および年末年始となっており、1年につき250以上の開所を原則としている。</p>	<p>国の基準(別紙3第18条第2項)と同じとする。</p>

この表では、放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準として条例で定める主な内容についてまとめている。表に記載のない項目に係る練馬区の考え方は、国の基準(別紙3)と同じとする。